

平成23年 第12回  
教育委員会定例会会議録

平成23年12月13日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2339号

平成23年第12回定例会

日 時 平成23年12月13日(火) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	山本 隆司
	学校施設計画担当課長	大久保 光正
	学務課長	佐藤 雅志
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	国体推進担当課長 (生涯学習推進課長兼務)	大竹 悦子
	図書・文化財課長	沼倉 賢司
	指導室長	平田 英司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正彦
	庶務課庶務係	遠藤 由香里

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第78号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第79号 港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について
- 3 議案第80号 港区教育振興プラン(素案)について
- 4 議案第81号 港区スポーツ推進計画(素案)について
- 5 議案第82号 港区立図書館基本計画(第2次)(素案)について
- 6 議案第83号 港区子ども読書活動推進計画(第2次)(素案)について

- 7 議案第84号 港区教育委員会教育目標及び基本方針の改定について
- 8 議案第85号 港区幼稚園教育職員の病気休職の発令について（秘密会）

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成24年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 2 生涯学習推進課の11月事業実績と12月行事予定について
- 3 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 4 図書館・郷土資料館の11月行事实績と12月行事予定について
- 5 図書館の11月分利用実績について
- 6 12月指導室事業予定について

「開 会」

○半田委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成23年第12回港区教育委員会定例会を開会します。それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長 本日の署名委員は高橋教育長にお願いいたします。

## 第1 審議事項

### 1 議案第78号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第78号、「港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議題となりました議案第78号、港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案資料1の最後のページをご覧ください。

今回の規則の改正は、資料の改正理由にありますとおり、平成23年、今年の特別区人事委員会勧告に基づきまして、先般、幼稚園教育職員給料の引き下げを主な内容とする港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正をお願いいたしました。当委員会において審議・決定いただいた後、第4回港区議会定例会に議案として提出し、議決をいただいております。園長に支給いたします管理職手当は、現在、給料の20%を上限として規則で定めるということになっておりますが、給料の月額引き下げに伴いまして現行の手当額が20%を超えてしまいますので、管理職手当についても引き上げる必要がございます。そのため、規則の改正をお願いするものでございます。

資料の3枚目、新旧対照表をご覧ください。上段が改正案、下段が現行でございます。先程ご説明させていただいたとおり、園長の管理職手当、現行9万1,600円を上段の改正案のとおり9万1,400円、額にして200円引き下げるという内容でございます。

付則におきまして、この改正後の規則は平成24年1月1日から施行するとしてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 これは、コンマ2%の減ということで、前の教育委員会で説明してもらいましたが、副園長は対象にならないのでしょうか。

○庶務課長 副園長の管理職手当につきましては、現在の金額、上限の20%未満で設定されておりました。今回、給料が下がっても手当額が給料の月額の20%を超えませんが、引き下げはい

たしません。

○澤委員 この間の課長の話ですと、もう10年間ぐらい据え置きはあっても、ほとんどマイナスだということで、日本の経済状況が我々の若い頃とは全然違った状況になってきたという印象を持ちました。分かりました。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第78号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第78号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 議案第79号 港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について

○半田委員長 次に、議案第79号、「港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、議案第79号、港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

箱根ニコニコ高原学園の利用に際しましては、同規則第3条に基づき、学園を使用する団体は使用申請書を教育委員会に提出し、同規則第4条に基づき使用承認書第2号様式になりますが、交付しております。このたび、使用承認書第2号様式につきまして、その内容を改める必要があると判断いたしましたので、規則を改正するものでございます。

箱根ニコニコ高原学園につきましては、小学校の移動教室や夏季学園に加えまして、港区立校外学園条例第3条第2項に基づき、社会教育活動等を行う場合は、学校の使用の目的を妨げない範囲で社会教育団体等に使用していただいております。

資料の下から3枚目をご覧ください。現在の使用承認書については、使用の目的や年月日、人員、注意事項を14項目にわたって記載してございます。その中で喫煙については、5「所定の場所以外で火気を使用したり、喫煙をしないでください」、6「寝たばこは絶対にしないでください」というような表記がございまして。実態といたしますと、校外施設は子どもたちの教育や生活の場であるということで、従来から喫煙はしないようお願いしております。さらに、平成22年4月1日からは、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例が施行されたところから、注意事項の修正が必要となってございます。実際のところは、学園内で張り紙等をして注意をしております。

また、社会教育団体の利用に際しましては、一般の団体の方々ということもございまして、現行の使用承認書では注意事項のみが記載されておりますが、本来ですと、宿泊施設として、利用時間や食事時間、入浴時間ですとか、様々なご案内を利用承認時にすることによって、施設をより安心してご利用いただけるよう、サービスの向上を図ることも必要と考えてございます。

1枚戻っていただきますと、今回改正を予定しております第2号様式になります。規則の第4条に基づく使用承認書につきましてはこのように改正いたしたいと思っております。具体的に違うところは、現行の様式の注意事項の記載の部分でございまして、2枚めくっていただきま

すと、「港区立箱根ニコニコ高原学園ご利用案内」ということで、当然、色々な注意事項に加えまして、先程申し上げたような、施設を利用するに当たってのお伝えすべき事項を記載するような形で考えてございます。また、この内容につきましては、サービスとして柔軟に対応できるように、特に定める様式ではなく、別途ご利用案内としてお渡ししていきたいと考えてございます。

なお、参考ではございますが、区長部局におきましても宿泊施設がございますけれども、承認書はあくまでも目的や年月日、人員というところに限定しており、その他、様々な注意事項や施設の案内については別途分かりやすくお知らせしております。このため、区部局との大きな隔たりはないというのは確認してございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 今回の説明は第2号様式の承認書で、本委員会でも審議・議決する、この承認書のところですよ。だから、注意事項を変えるときは必ず教育委員会で議案として提出して承認しなければいけないということですよ。

○学務課長 あくまでも使用承認書の様式は現行の形から注意事項のないスタイルに変えて、注意事項を含めたご利用案内は、規則に基づく様式ではなく、別途案内としてお出ししたいというものでございます。「ご利用案内」を参考として添付させていただきました。

○小島委員 これをやめて、今度、この「参考」に変えるということですね。

○澤委員 この参考の方ですね。今までの注意事項の内容にプラスになっている部分ですが、たばこのことに何も触れないのは、施設自体が禁煙だからということですか。

○学務課長 そうです。

○小島委員 この参考のご利用案内は学務課で定めるということですね。

○学務課長 はい。こちらの方は、実態に即した形で学務課の方できちっとつくってまいりたいと思っております。

○綱川委員 今までは、書式の中に注意事項が入っていたから、規則の中に入っているんですね。注意事項が。今回、これが「参考」になると、この「規則」から外れてしまう。そうすると、拘束力というのはどうなるのですか。

○庶務課長 拘束力という点では何ら変わりはありません。従来のように、様式の中に注意事項を定めておりますと、より良いサービスを提供したい場合、あるいは、今回みたいに、より規制を厳しくしたいような場合に、その都度教育委員会にお諮りをして、注意事項の欄を改正しないと適用できないのですが、注意事項については、ある程度柔軟かつ迅速に対応する必要がございますので、新しい様式では、規則で定めるのではなく、別途こういう形で整理した上で利用者に対してお知らせする形にしたいというのが今回の改正の趣旨でございます。

○教育長 この校外学園使用承認書というのは、あくまでも、小学校が夏季学園とか移動教室に使う、そのときの様式ではないということですか。

○学務課長 今、教育長のご指摘のとおりでございまして、ニコニコ学園は、もともと小学校の教育活動のための施設でございます。ですので、学校が使う分には使用承認は要りません。ただ、それ以外に、先程説明いたしましたように、社会教育団体に対して目的外使用を認めるに当たって、やはりそういった使用承認が必要になってまいります。

○澤委員 この規則ではないのですけれども、我々、小諸学園を廃止したときに、教育施設とはいえ、あいているときは大いに区民の皆さんに使ってもらおうという話でした。と同時に、そのときに経費節減ということで、調理とか、いろいろ外部委託になりましたよね。それで、一般利用がどうなるのだと質問したら、外部委託なのでむしろ利用しやすくなるという話があったのですけれども、学務課長、今、一般の利用は、どういう状況になっているのですか。

○学務課長 今年度は、東日本大震災の影響で、また計画停電等もありまして、年度初めの一般利用はありませんでした。その後、10月の途中まではずっと学校が使用しておりましたので、10、11、あと3月頃にかけて、現時点で16団体の予約が入っております。例年は年間20団体前後入っております、若干少ないかなと考えております。全てが土・日を利用したスポーツクラブですとか、地域の子どもさんを含めた団体のご利用ということでございます。

○澤委員 では、一般利用の方も、競争率がすごく高くてなかなか使えないという状況ではないのですか。

○学務課長 そのような状況ではございません。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第79号について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第79号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

### 3 議案第80号 港区教育振興プラン（素案）について

○半田委員長 次に、議案第80号、「港区教育振興プラン（素案）について」。教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第80号、港区教育振興プラン（素案）についてご説明いたします。

議案資料ナンバー3をご覧くださいと思います。資料としまして、「港区教育振興プラン（素案）の概要」というのを最後のページに添付させていただいております。まず、そちらの方をご覧くださいと思います。

本プランの位置づけと期間、それと目的についてです。港区の教育施策につきまして、港区基本計画と実施計画、教育の事業を基本としまして、港区教育委員会の教育目標、教育方針に基づき、体系的にまとめることにより区民に分かりやすく説明することを目的としてございます。計画年度につきましては、平成24年度から平成26年度の3年間といたします。

プラン策定の背景についてです。港区基本計画、実施計画は、区が取り組むべき目標や課題、施

策の概要を明らかにし、区全体の道筋を示しておりますが、教育施策全体を見通すにはこの計画の方が分かりやすい面がございます。基本計画を俯瞰し、港区の教育施策の全容を体系立てて紹介するために策定したものが「港区教育振興プラン」でございます。現行のプランにつきましては、平成20年度に改定したものでございます。

プランの体系図のところをご覧いただきたいと思います。基本計画の全体構成がおおむね前期計画と同様になることから、プランの体系及び施策の柱につきましては現行どおりとしてございます。また、掲載する事業及び内容につきましては、「港区基本計（後期3年）」の見直し方針で示す「港区基本計画（後期3年）」で実現を目指す港区の姿、見直しの基本的な考え方及び見直しの方向性を踏まえて基本計画に準じて見直しを行います。

左下、囲みの部分ですけれども、「東日本大震災を踏まえた取組」のところをご覧いただきたいと思います。大震災の教訓から、各学校での危機管理マニュアルの見直し、教職員への防災講習の実施、子どもたちへの防災教育の充実などの検討を行います。また、震災対応として、折りたたみ式ヘルメットの手配や放射線量測定を実施しているところですが、在校児以外の子ども、保護者、教職員の安否確認の手順また方法、緊急メール配信システムの機能拡充など、子どもの安全・安心への配慮を進めてまいります。

右側の方をご覧いただきたいと思います。プランの内容です。教育委員会事務局全事業として141事業を掲載してございます。学校教育では93事業、生涯学習では48事業となります。六つの枠組みにつきましては、左側の体系図にございます六つの基本方針と同一です。事業例として主立ったものをピックアップして掲載してございます。

東日本大震災で行われた事業としましては、黒丸で示したところでございます。「魅力ある学校教育の推進」では、エコスクール計画の推進、教育ネットワーク構築の検討、また、「健全な心と体を育成する教育の推進」では、子どもたちの安全の確保、放射線量の測定と公表、「新たな教育ニーズへの対応」のところでは、校舎・園舎等の改築等整備、地域の一員としての学校の取り組みの充実を震災を踏まえた事業として掲げてございます。

続きまして、素案の本文の8ページをご覧いただきたいと思います。「プランの概念図」を掲載しているところでございます。10ページから14ページにつきましては、事業の一覧として基本計画での掲載項目、また担当課、事業の掲載ページを示してございます。

続きまして、17ページをご覧いただきたいと思います。この17ページから、「プランの内容」、学校教育の部分となります。国の動向部分では、学習指導要領の全面改訂、学級編制基準の引き下げ、震災を受けての耐震化の早期推進の重要性等について触れてございます。

18ページ、「東京都の最近の動向」というところですが、平成23年度の主要施策である就学前教育の充実、中1ギャップ予防のための教員の加配、教職員のメンタルヘルス対策などに触れてございます。

同じ18ページですが、東日本大震災を踏まえた取組と自然災害への今後の対応」というところでは、先程概要でちょっと触れた内容ですが、震災時の貴重な教訓をもとに、学校と教育委



員会による危機管理体制の再構築の検討を進めてございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。19ページから22ページのところですけれども、「就学年齢人口の推移と今後の見通し」の部分です。今後6年間につきましては、就学前、小・中学校とも大幅な需要増が見込まれるという記述でございます。このうち、今回差しかえのページになっているのですけれども、21ページをご覧いただきたいと思います。上の「港区立小学校就学状況」の表では、24、25、26——斜体で示しているのですが、これは、あくまで人口推計ということで、過去5年間の区立小学校の平均就学率が80.2%でございます。それをもとに、住民登録者数の人口推計から全在校児童数を推計として掲載しているものでございます。中学校につきましても同様の見方をさせていただければと思います。

続きまして、23ページをご覧いただきたいと思います。今年度の保護者アンケート結果から、小・中学校に今後充実を希望する施策をグラフで示したものでございます。24ページの上の部分が小学校、下の部分が中学校において今後充実を希望する施策という形で掲載してございます。

26ページから内容の本文になります。現行プランから変更、また追加となった事業を中心に説明をいたします。

「魅力ある学校教育の推進」のところですが、32ページの⑥「小中一貫教育の推進」のところでは、検証結果を踏まえまして、区全体で一貫教育を推進し、平成27年度には施設隣接型の小中一貫教育校の設置を検討するというふうにしてございます。

続きまして、33ページの⑫「エコスクール計画の推進」のところですが、省エネルギー施策の観点から、環境教育の充実、太陽光発電、学校給食での生ごみを利用したバイオマス発電等、環境に配慮した施策を進めますというふうにしてございます。

続きまして、34ページをご覧ください。一番上、⑬「教育ネットワーク構築の検討」のところですが、災害等の緊急時にも対応できる学校間の教育ネットワークの構築を検討いたします。

同じページ、⑰「就学前教育の充実に向けた取組」のところですが、公私立幼稚園、また保育園、小学校の協力体制の構築を目指し、就学前教育に関する協議を進めてまいります。

それから、次の項目、「健全な心と体を育成する教育の推進」のところですが、35ページをご覧ください。④「部活動の充実」のところですが、平成24年度から全面実施となる中学校学習指導要領の中で、学校生活の重要な教育活動として位置づけられましたので、その点を盛り込んでございます。

ページが飛びまして、37ページをご覧ください。上からの二つ目の項目です。「スクールソーシャルワーカーによる学校支援」のところでは、これは今年度からの事業ですが、新たに項目として掲載してございます。

同じページの一番下のところ、③「子どもたちの安全の確保」のところでは、これまでの不審者対策に加えて、災害時の情報提供のあり方を見直し、緊急メール配信システムの機能の拡充を行います。

次の38ページのところをご覧ください。一番下、三つ目のところですが、「放射線量の測定と公

表」につきまして新たに項目を立ち上げまして、保護者の放射能への不安の解消に努めるものでございます。

39ページ、「国際社会に対応する教育の推進」のところでは、①「国際科・英語科国際の充実」のところですが、小学校で外国語活動を全学年で週2回実施、中学校で通常の英語科の時間に1時間を超えて実施し、9年間を通して英語によるコミュニケーション能力の向上に向けた取り組みを進めるという、前回より具体的な表現に改めてございます。

次、41ページをご覧ください。②「新たな教育ニーズへの対応」のところでは、このうち、校舎・園舎等の改築等整備の際に、災害時の避難場所としての機能を合わせ持つ学校施設の充実に図ってまいります。

続きまして、「生涯学習」の方なのですが、48ページをご覧ください。内容に入る前文の部分で、国また東京都の動向に加えまして、平成21年8月に実施しました港区民世論調査の結果を掲載してございます。「学習・スポーツ活動で区に望むこと」につきまして、「身近な学習・スポーツ施設の整備」が最も多い結果となっております。

50ページをご覧ください。⑩「図書館基本計画の推進」のところでは、ICTや電子書籍などの環境の変化に対応しながら、新しく策定する図書館基本計画（第2次）の中で、計画的、総合的に施策を推進してまいります。

52ページをご覧ください。①「新郷土資料館の設置」のところでは、旧国立保健医療科学院の建物を保全しながら新郷土資料館を整備するとしてございます。

続きまして、54ページをご覧ください。③「幼児の生活習慣習得への支援」につきましても新規事業です。集団生活の中で、社会性、自主性を養うプログラムを提供するために、幼児の生活習慣支援事業を考えています。

続きまして、55ページの「区民のスポーツ活動を支援します」の項ですが、①から、56ページの④まで、全て新規事業として項目出しをしてございます。新たに設定する港区スポーツ推進計画の着実な実施により、区民がスポーツ活動に参加するきっかけを創出し、スポーツ実施率を上げること、障害者スポーツの推進、子どもの体力向上や運動習慣の習得、スポーツの魅力や関心を高めるためスポーツ観戦の機会の創出などに取り組んでまいります。

56ページをご覧ください。下から二つ目の項目ですが、⑩「スポーツ事業への参加機会の拡大」のところでは、各種スポーツの区民大会、スポーツ教室、マラソン大会などのスポーツ事業の実施など、内容を追加してございます。⑪「スポーツ・レクリエーション情報の提供」も新規で項目を設けてございます。スポーツ・レクリエーション情報を多様な媒体を使って提供してまいります。

最後のページになりますけれども、57ページ、⑮「スポーツセンターと関連施設との連携」のところでは、区民の健康増進に加えて、介護予防施設との連携により介護予防を推進するという内容を追加してございます。資料の説明としては以上です。

今後のプラン改定の進め方ですが、この教育委員会の後、庁議への報告、また、今月中に区民文教常任委員会の方に素案として報告いたします。1月以降、素案につきまして「広報みなと」、

ホームページに掲載の上、区民意見募集を行います。区民意見を反映して修正調整を行った後、教育委員会でプランについてご審議させていただき、最終的に決定という形を予定してございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 前回、原案をもらいまして、そのときにも課長から説明があつてざっと目を通しましたが、最終的には3月に完成というスケジュールですか。

○教育政策担当課長 はい。今のところ、3月ということで予定してございます。

○澤委員 新年度というか、来年度に間に合わせる。

○教育政策担当課長 はい。

○澤委員 そうすると、体系図とか、概要は、今後もこの素案についていくのですか。これは本委員会の資料なのか。他の計画（素案）もみんな「概要」がついていますが、この「概要」というのはどのような位置付けですか。

○庶務課長 計画の案をご審議いただく際に、本編だけでは分量も多く説明も容易ではありませんので、これを要約したような形で「概要」をつくり、これを中心にご説明させていただきながら、本編の該当箇所に触れるという形で説明をさせていただいております。振興プランをよりわかりやすく要点をまとめたものとして、概要版があつたほうが説明しやすいということがございますので、基本的にはこれはセットになります。

○澤委員 今後、これを公にするときには「概要」はつけるのですか。

○庶務課長 ホームページ等で公表する場合には、本編と概要の両方を掲載いたします。

○澤委員 この「概要」も、当然、最終的には生きていくわけですね。

私の意見というか印象ですけれども、全体的にはよくまとめていただいているかなど。例えば細かなことを言うと、3ページの「教育目標」という大きなタイトルがある。その「教育目標」の説明の中の最後の段落ですけれども、「そして、郷土に対する誇りと愛着を持って、社会の形成と国の発展に貢献するとともに、広く国際社会において信頼と尊敬を得られることを期して教育を推進します」ということ。これを読むと、上に「子どもたちが」と書いてあるので、主語は「子どもたち」なのだろうけれども、「子どもたち」があつたほうがいいのではないかとか、そういうふうなことはこれからまた反映させていただくか、あるいは検討していただく機会がありますか。

○庶務課長 本日の議案の7番目に、教育目標及び基本方針の改定について、ご審議いただく予定になってございます。教育目標及び基本方針に関することはそのときにまた改めてご意見等をいただければと思います。教育目標及び基本方針を改定しましたら、振興プランも新しい教育目標、基本方針に置きかえます。

○澤委員 なるほど。分かりました。当面、素案というのは、教育委員会で、今日皆さんがよければ承認、それで、広く、これをもとにして、区民の皆さんですとか色々な方のご意見をいただく、そのベースになるものということですね。分かりました。

○綱川委員 38ページの⑥なのですけれども、「概要」のところにも書いてあるように、基本的に

震災対応について重点項目の六つの間に入っています。線量の測定と公表なのですけれども、例えばずっとやっていくというような認識にとれるのですけれども、その辺が、例えば収束するまでとか、そういう表記はしなくてよろしいのですか。

○教育政策担当課長 港区基本計画の方でも同じような表記になっているのです。「東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を発端とした放射性物質の放出に対して、保護者等の放射能への不安を解消するため」という文言の中に、もしこういったことが解消されればこれ以降は測定はやらないという意味合いも含んでおります。

○半田委員長 他にございますでしょうか。

○小島委員 学校への地域の支援本部というのがありましたね。あれはどこに入るのですか。

○澤委員 「新たな教育ニーズへの対応」。

○小島委員 そこに入るのですか。

○教育長 44ページ。⑬です。

○小島委員 分かりました。そうすると、これは、ここに書いてあるのですけれども、平成26年度に設置しますと。平成26年度に設置するのは、港区全体ですか。それとも、モデル校として何校か設置するのですか。

○生涯学習推進課長 現在、社会教育委員の会議に諮問をして審議をさせていただいております。答申が来年10月に出ます。それは、こんなふうにやったらいいのではないかというような形の、港区の実情に合った支援本部のあり方について答申をいただきます。そして、そこからどんなふうに設置をしていくのかということ、内部で検討を始めるかことになるとは思いますけれども、26年度には、試行的でも、数が少なくても設置をしていきたいと。今のところ、そんなふうを考えています。

○綱川委員 43ページの②「共育懇談会等の実施」ということなののですけれども、中学校区によって開催されていない部分が現状ではあるのですが、この辺、徹底というのはこれからどういうふうにしていかれるのでしょうか。どういうふうで開催して、報告をするようにというのが学校に対して徹底していないために、実は、教育委員会事務局の方が把握していないというふうに私は感じているのですね。せっかくこういうふうにプランに書いてあるのだから、その辺を徹底してやっていただければと思うのと、地域支援本部の設置にも関連し、きちんと実施していただきたいと思えます。

○指導室長 ご意見を踏まえまして、教育委員会でも内容をきちんと把握した上で、あり方についてもぜひ検討していきたいと思えます。

○綱川委員 よろしくお願ひします。

○教育長 今回の綱川委員の指摘はそのとおりで、この42～43ページの「地域と連携し区民のニーズを反映した施策を充実します」という中で、①、②、⑥、⑬、この辺は少し精査して、どう取り組んでいるのか、どう統合していくのかということも踏まえて、ちょうどいい機会なので素案は素案として生かしながら、また少し検討を加えてもらいたいと思えます。

○教育政策担当課長 検討してまいります。

○半田委員長 他にございますでしょうか。ボリュームが多く、細かくなっておりますので、今日この場でなくても、また後日ご意見がありましたら承りますということを先程庶務課長から伺いましたので、お気づきの点がありましたらご意見をよろしく願いいたします。

○教育長 一ついいですか。今、色々な見直しをかけて素案としてまとめているところなのですが、こうやって改めて読んでみますと、例えば42ページの④に「幼稚園の適正規模の確保と適正配置の推進」と書いてあるのですね。これは、以前は、幼児人口が減少してきた中で、適正規模を確保して、それに見合った幼稚園数にするための適正配置を推進しますという流れだったのです。ところが、今は逆で、その適正規模を確保するとすれば、例えば34ページの⑩にある「3年保育の拡大」とものすごく関係してくるような状況なのですね。適正規模を確保するためには、3年保育の適正配置をしていかなければならない。こういう読み取りに現在はなっている。これは、港区の今の変化の現状を非常によく表していることだと思うのです。そういう観点からも、検討していきたいと思います。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第80号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第80号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 4 議案第81号 港区スポーツ推進計画（素案）について

○半田委員長 次に、議案第81号、「港区スポーツ推進計画（素案）について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議題となりました議案第81号、港区スポーツ推進計画（素案）についてをご説明いたします。

教育委員会議案資料ナンバー4をご覧ください。

スポーツ推進計画につきましては、今年度中の策定を目指し、昨年度から準備を行ってまいりました。昨年度は、アンケート調査を行いまして、本委員会にもご報告を行っております。今年度は、区民の方々を公募し、応募していただいた方を入れた計画策定委員会を立ち上げまして、昨年度のアンケート調査などをもとに検討を重ねてまいりました。このたび、港区スポーツ推進計画（素案）がまとまりましたので、その内容についてご審議いただくものでございます。

本編とA3の参考資料をご覧くださいながらご説明をさせていただきます。

まず、本編の目次をお開きください。計画は5章から構成されております。第1章は「計画策定にあたって」ということで、計画の基本的な考え方、スポーツの新たな価値。第2章では、スポーツにかかわる現状、第3章では、現状から出てきました課題の整理と目指すべき姿、第4章で、目指すべき姿に到達するための具体的な施策、そして、その施策を推進していく体制について第5章で述べております。

それでは、順を追ってご説明をさせていただきます。参考資料を大きく広げながら、それから、本編を時々見ていただきながらご説明をさせていただきます。

まず、第1章でございます。「概要」の上の方をご覧くださいますと、計画策定の基本的な部分について説明を行っております。計画策定の目的でございますが、スポーツ基本法の趣旨に基づき、すべての区民がスポーツの文化としての本質的な価値を共有し、スポーツを楽しむ機会が確保されるための方針と施策を明確に定めるものでございます。また、スポーツを楽しむ機会が確保されるための方針と施策を明確に定めるもので、スポーツ振興に係る多様な施策を総合的に体系的にお示しするものであるということを記載してございます。

計画策定の背景でございますが、こちらは、4ページ以降に記載をしております。具体的な変化の流れや、スポーツ基本法の制定などについて記載しておりますが、その辺につきましては後ほど詳しくご説明をさせていただきます。また、国や都の動きについても記載をしているところでございます。

本計画の位置づけでございますが、港区スポーツ推進計画は、港区基本計画の個別計画である教育振興プランの下位計画として位置づけてございます。

そこで、先程少しご説明をしましたスポーツの文化としての本質的な価値について、本編の2ページをご覧くださいと思います。2ページの4行目でございます。「これまでスポーツの推進の重要性は、その効用面から語られることが多かったといえます。しかし、スポーツは、音楽や美術、文学などと同様、人間が創りだし、享受してきた文化であり、それ自体の中に喜びや楽しさを求めて行われるものです」ということで、スポーツの文化としての位置づけについて述べております。

本計画の期間でございますが、平成24年度から平成29年度までの6年間とさせていただきます。

また、本計画でございますけれども、根拠法となっております本年8月に施行されたスポーツ基本法の制定について触れ、スポーツの意義や東日本大震災とのかかわりで発揮されたスポーツの力についても期待をしているところでございます。これは、概要版の「スポーツの新たな価値」というところで、スポーツ基本法の制定、スポーツの意義、東日本大震災とスポーツということで簡単にまとめさせていただいております。

本編の9ページをご覧ください。ここはスポーツ基本法について詳しく述べております。基本法の前文は、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」との言葉から始まり、基本法の中は「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」と規定をしているものでございます。また、スポーツの価値や意義について幾つか記載をしているところでございます。

計画では、10ページ以降にスポーツの意義について記載をしているところでございます。スポーツには、「する」「みる」「支える」といった多様なかかわり方がありますがけれども、スポーツに親しむことは、区民の健康や生きがいづくりや活力あるまちづくりにおいて大きな意義を持ち、スポーツはだれもが楽しめる世界共通の人類の文化であるということをまず初めに述べています。

また、子どもたちの体力、運動能力は低下傾向がずっと続いておりましたが、近年、緩や

かではありますが回復傾向が報告されています。スポーツを通じて子どもたちが心身ともに健やかに育つ、そういう効果がある、または意義があるということを述べております。

また、現代は、運動不足の傾向がある一方で、健康づくりのためにスポーツに取り組む人たちが増えつつあり、生涯を通じたスポーツは、健康な生活をつくり、生きがいをもたらすというようなことも述べています。

また、地域スポーツにつきましては、仲間づくり、またはスポーツを切り口とした地域コミュニティを創出する働きがあり、そして、スポーツは感動をもたらし、地域に活力を生み出すというようなスポーツの意義について述べています。

本計画は、新たにつくる計画ではございますが、12ページに東日本大震災のことを少し記載させていただいております。東日本大震災では我が国は大きな被害を受けましたけれども、特に東日本大震災の後、スポーツが、被害を受けた人々の力になり、また、復興のシンボルとして扱われたような事例について記載をしています。一つは、岩手県釜石市のラグビーチームの話、一つは、甲子園の選手宣誓が全国に感動を与えた話、また、なでしこジャパンの活躍が東日本大震災で被害を受けた人々の心を大いに鼓舞したような、そういう事例についてご紹介をさせていただいております。

第2章でございます。第2章では、スポーツにかかわる現状について述べております。人口や年齢構成については色々なところに述べられていますし、また、港区の特性についてもご存じのとおりだと思います。

17ページ以降をご覧ください。まず、成人のスポーツについての実施率やその検証について述べています。17ページでは、区全体の成人の週1回以上のスポーツ実施率は43.8%で、国のスポーツ実施率とほぼ同じぐらいの比率であること、また、最も実施率が低いのは男性の50代であり、働き盛り世代でスポーツ実施率の低さが目立つことを記載しています。

19ページ、「子どものスポーツ」では、近年、子どもの体力は向上傾向にあります。運動をする子としない子の運動能力の差が拡大していることが問題視されていることを記載しています。

21ページ、「高齢者のスポーツ」では、スポーツを行う理由で、「友人・仲間との交流」が上位にあることが高齢者の特徴であるとともに、60歳代の週1回以上のスポーツの実施率が50%を超えていますが、70歳代になると行っていない割合が急激に増えるというような傾向について示しています。

22ページ、「障害者のスポーツ」では、指導者の不足、施設のバリアフリー化の不足という状況から、気軽にスポーツが楽しめない現状があるということを記述しております。それ以降、スポーツ団体の活動状況、それから、例えばボランティアの状況、区のスポーツ環境や施策の現状について、調査をもとに、簡単に記載をしているところでございます。32ページまででございます。

第3章では、「課題の整理とめざすべき姿」について記載をしています。第2章に記載されている現状から、どんなことが課題だろうか、どんなふうな方向性が必要なのだろうかということを策定委員会の中で議論いたしまして、七つの主要課題で記載をしているところでございます。

まず、「誰もがスポーツを楽しむために」ということで、三つの課題を述べています。「実施率向上に向けた啓発、きっかけづくり」では、子育て世代や働き盛り世代など、実施率の低い層を重点とした働きかけが重要であること、②番目、「子どものスポーツ活動の推進」では、子どもたちが外で遊びたくなるような仕かけづくりや、地域の中でスポーツを楽しめる環境づくりなどが必要であること、③番目、「高齢者・障害者スポーツの推進」では、高齢者は70歳を超えるとスポーツを全く行わない人の割合がふえ、全身運動が難しい人でも楽しめるようなスポーツの普及が期待されていること。障害者のスポーツでは、施設のバリアフリー化、定期的なプログラムの提供、障害者スポーツの専門知識を持った指導者の配置などが必要であることなどが述べられています。

また、36ページ「スポーツのまちをはぐくむために」では、「団体・指導者・ボランティアの支援」、団体では総合型地域スポーツ・文化クラブの認知度の向上や活動支援が重要であること、指導者では、さまざまな場面で適切な指導が行える指導者の育成が必要とされていること、また、支えるスポーツとして、スポーツボランティアの参加拡大のための取り組みが必要なことなどが記載されています。

⑤番目、「スポーツ施設の整備・充実」では、スポーツセンターの再整備、身近に利用できる施設の充実や運用方法の改善が必要であることが述べられています。

⑥番目、「情報提供・発信の工夫・充実」では、施設の利用案内やプログラムなどの情報の効果的な提供方法の必要性について。

⑦番目、「スポーツを通じたまちづくりの推進」では、港区の特徴を生かしたスポーツ振興を図り、まちの活性化を図るとともに、スポーツが盛んな港区のイメージを発信することの必要性が述べられています。

本編39ページをご覧ください。こうした取り組みを行うことで、区民、事業者、行政など、港区にかかわる人々が協働してスポーツを推進することで、心身ともに元気な区民が育ち、暮らすことができるまちを目指し、この計画の目指すべき姿を「みんなではぐくむ スポーツ文化都市 みなと～誰もがスポーツを楽しみ、スポーツで元気になるまちを目指して～」として計画を推進していくこととしています。

その上で、40ページ、数値目標を成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%とし、できる限り早期に達成できるよう推進するとしています。

また、施策の方向性として四つの基本目標を掲げ、推進することとしています。

ここまでの「港区スポーツ推進計画（素案）の概要」の左半分に該当いたします。

第4章では、「具体的施策の展開」として取り組んでいく事業を掲載しています。「概要」の右側をご覧くださいとともに、本編もご覧いただきたいと思います。まず、「誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の促進」では、六つの施策のもと、54事業を計上しております。

(1)「スポーツ活動のきっかけづくり」では、スポーツに触れるきっかけの創出や、また、きっかけとなる健康増進事業の実施などを事業として計上しているものでございます。第68回国民体育大会（東京国体）の開催について重点事業として挙げているものでございます。



また、「子どものスポーツ活動の促進」は16事業を掲げてございます。運動環境の充実、それから、学校で行うスポーツの充実ということで、16事業を掲げているものでございます。

1点目は、先ほどの教育振興プランでもご紹介がありました、④番目、「幼児生活習慣習得支援事業『(仮称) わくわくキッズGO→』での体力増進」と、⑮番目、「部活動外部指導員の活用」を重点事業として計上しているものでございます。

また、「高齢者のスポーツ活動の促進」で10事業を計上し、重点事業として、高齢者向けのスポーツ教室の実施を掲げております。

それから、「障害者のスポーツ活動の促進」では8事業を掲げてございます。特にスポーツ基本法では、障害者スポーツについては配慮をし、できる環境をつくっていくことというふうな記載がございますので、こちらでは策定委員会の中で出されました意見の中で特に多かった「障害者のスポーツを指導する人がいない」ということ。加えて、そういった人たちが配置されていることが重要なのですけれども、障害者スポーツを理解している人が少ないというようなご意見もございました。そういった課題を解消するために、障害者スポーツ指導員の配置、それから、障害者スポーツという障害の特性に応じたスポーツへの理解を促進するための教育を実施していくということで、二つを重点事業とさせていただきます。

また、「スポーツ観戦の機会の創出」では2事業を掲げております。国民体育大会でスポーツ観戦の機会というと、「なぎなた」だけでスポーツ観戦の機会創出ができるのかというふうにお思いになるかもしれませんが、本文の62ページをご覧ください。62ページの国民体育大会の記載では、大会は、様々なスポーツ競技を一定の期間に身近な場所で集中して観戦するとともに体験することができる絶好の機会です。東京国体では、37の正式競技、高等学校野球など三つの公開競技、また、だれでもが行けば参加ができる50種目のデモンストレーションとしてのスポーツ行事が都内各地で行われるということで、こういったものを十分皆様方に周知をしながら、スポーツに親しみ、見る、そういう機会をつくっていききたいというふうに考えています。

それから、「競技スポーツへの参加支援」では4事業を掲げてございます。

二つ目の基本目標である「スポーツを通じた仲間づくり・地域づくり」では、「総合型地域スポーツ・文化クラブの設立及び運営支援」で1事業、「地域スポーツ組織の活動支援」で3事業、「港区の特性を生かしたスポーツ事業の推進」で3事業を掲げ、この分野で7事業を計画しております。

65ページをご覧ください。「総合型地域スポーツ・文化クラブの設立及び運営支援」では、これまで明記をしておりませんでしたけれども、①「総合型地域スポーツ・文化クラブの設立及び運営支援」のところをお読みいただきますと、「今後は、おおむね中学校区ごとに1つの総合型地域スポーツ・文化クラブの設立をめざし、調整を進めます」ということで、設立の単位について明記をしているところでございます。

また、67ページをご覧ください。「港区の特性を生かしたスポーツ事業の推進」ということで、こういった方向性を示すのは初めてですが、観光資源を活用した事業の推進、国際性豊かなイベントの実施、また、港区の立地条件といったものを生かした事業の実施ということで方向性を打ち出

しているところでございます。こういったものを検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

3番目に「スポーツ活動を支援する環境の整備」ということで、12事業を計上してございます。ここで、第68回国民体育大会（東京国体）が再掲されておりますが、69ページをご覧ください。

「スポーツ活動を支える人材の活用」ということで言いますと、指導員やスポーツボランティアがその対象になります。第68回国民体育大会では、港区ではなごなた競技を実施しますが、大会を支えるスポーツボランティアを募集いたしまして、そこをきっかけにしていきたいということで記載しているものでございます。

最後に、「身近にスポーツを楽しめる場の確保」、8事業でございます。スポーツセンターの整備、新スポーツセンターと関連施設の連携、区立のスポーツ施設等の整備・充実、学校施設の活用の推進、民間スポーツ施設等の活用ということで8事業を計上しているところでございます。

そこで、73ページをお開きください。「スポーツセンターの整備」でございます。基本計画上の計画がこちらに記載されていますが、本来であれば、これに事業費を載せる必要があります。これを追加させていただきたいと思っております。漏れておりました。大変申し訳ありません。

計画については、以上、81事業でございます。それぞれ目標に掲げましたものが推進できるような形で配置をさせていただきます。

第5章「推進体制」でございます。「推進体制」につきましては三つの項目を掲げてございます。一つは、スポーツ運営協議会の活用でございます。スポーツ運営協議会は、幅広い分野からご意見をいただくために、港区教育委員会の中に設置をしておりますこちらのスポーツ運営協議会の方にこの計画の事業推進に対して必要な助言を受けるとともに、本計画の進捗状況について定期的に報告をしてまいりたいと思っております。

また、これまでスポーツに関して庁内の横断的な組織を持っておりませんでした。今回、計画をつくるに当たりまして、関係部署と連携をとり、より緊密な事業を実施する必要性を感じたところでございますので、庁内の関係部署などで構成する（仮称）スポーツ推進連絡会を設置したいというふうを考えております。

また、最後に、「計画の推進に向けて」ということで、区民の皆さんや関係団体の皆さんに向けて、それぞれの立場で取り組んでいただきたいことをお示ししております。

港区スポーツ推進計画（素案）の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 何点かあるのですが、計画の期間が24年から29年ということで、基本計画とか、教育振興プランとずれていますよね。その辺はどういうふうになってくるのかというのが1点。

あと、12ページですけれども、「流行語大賞にもなった『なでしこジャパン』」とあるのですが、これはちょっと不適切な表現かなと思えました。

あと、29ページの区内のスポーツ施設マップということ。確かにばらけているのですが、

区民参画組織のタウンフォーラム等で地区版ができてきたときに、麻布・赤坂・青山地区にスポーツ施設が欲しいというのがずっと提言で上がっているのです。その進捗状況では、スポーツセンターを改築しますとなっているのですけれども、体育館などのスポーツ施設は芝浦方面に集中しているということで、麻布・赤坂・青山地区の区民からはずっと要望が出ているのですけれども、その辺はどうなのかなというのがあります。

あと、65ページ。総合型スポーツ・文化クラブの活動が出ているのですけれども、先程のご説明の中で、概ね中学校区ごとに一つの統合型地域スポーツ・文化クラブの設立を目指しますということが書いてあります。65ページの下「スポーカル六本木の活動」というところを見ていただくと、確かに人数は増えているのですけれども、クラブ内クラブというところが大半を占めているというところなのですね。クラブ内クラブというのは、聞くところによると、既存のクラブが入ってきたり、そういうことでやっているのです、需要がこの人数だと、これから全区内に設置する総合型地域スポーツ・文化クラブの「めざし、調整を進めます」というのは、本当に区民のニーズに合っているのかということをちょっと懸念するなというのがあります。

こういう計画書というのは、「港区」という言葉をほかの「渋谷区」とかいうふうに変えても読めちゃう場合がよくあるのですけれども、特にこの計画で、「港区ならでは」というのがあるのだらちよっつとご説明いただければと思います。以上です。

**○生涯学習推進課長** まず、計画期間についてです。7ページをご覧ください。計画期間は6年としますと、この6年につきましては、この後ご説明のあります図書館基本計画も6年で、私どもは教育振興プランの下で個別計画でつくっておりますが、3年ではあまりにも計画期間としては短い。10年では期間がちょっと長すぎる。それで、ここの2段目に書かれておりますけれども、計画の中間年に当たる26年は基本計画の見直しの際になりますので、大きな流れとしては6年でやらせていただいて、基本計画が改定になったときに必要に応じて内容の見直しを行いたいというふうに考えています。

次が、なでしこジャパン。ここについては、色々な事例があるかと思しますので、再度検討させていただきます。

それから、区内のスポーツ施設のマップですけれども、スポーツの施設の配置についての考え方を記載しているところがございます。72ページ、「身近にスポーツを楽しめる場の確保」ということで、下の3行です。「そのため、区立のスポーツ施設については、中学校区を基本にバランスの良い配置となるよう検討します」と。ですので、全ての地域において同じ施設があることが重要なかということは検討を要するところだと思います。それでは、赤坂・青山地域にスポーツ施設がないかということ、そうではありませんし、スポーツ施設が全くないという地域もございます。そういったところ等を十分勘案しながら、スポーツ施設の配置についてはできる限りの努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、スポーカル六本木のクラブ内クラブというのは、例えば、スポーカルの中で太極拳というようなサークルがあります。そのサークルがサークルとしてスポーカルの中で自分たちで活動

する。つまり、スポーカルというのは、区民の人たちが実施者であり、指導者であり、そして運営者でもあります。ですので、独立というか、クラブの中の運営をその中で担ってもらえるクラブがどんどんできてくると、運営自体がまわりやすくなるというような利点があるということ。それから、区民の皆さんが設立をしている色々な運動団体は、1団体で一つの施設を予約することになります。それ以外の団体は使えないような状況がございます。総合型の中では、一つの体育館の中でそこを三つに区切って、例えば半面で何か運動をやって、その4分の1面で太極拳とスポーツ吹矢をやるような、そういった有効利用をしておりますので、それについては私は有効だというふうに考えているところでございます。

○半田委員長 他にございますでしょうか。

○澤委員 このスポーツ推進計画は、基本的には僕も大賛成で、高齢者のための福祉施設とか、そういうところをつくるのも当然大事なんですけれども、高齢者でも手軽にスポーツができるような環境をつくるということも大切ではないかと思えます。私はテニスに興味なんですけれども、スポーツというのはある種の緊張が伴いますので、自分の能力いっぱい機能を発揮するわけですね。それともう一つは、仲間が必要という場合が多いですね。ジョギングとかそういうのと違って、仲間がいるとまた色々刺激されて元気になるというようなこともある。

ただ、都心の土地の価格が高いところで高いお金を払ってスポーツクラブへ行くのだったら、それは優雅にできるわけなんですけれども、そういう人はごくごく一部です。現状では、テニスコート一つをとっても結構大変な抽選で、やっとな当たるといふような状況ですから、そういうことを少しでも緩和できるような努力というのは、行政としてそういう努力ができれば、区民にとっても非常にありがたいということです。基本的には、今、綱川委員が言われたように、スポーカルに関連しても、そういう団体が利用するときに、有効に利用できる仕組みが必要ですね。そういう意味では、こういうスポーカルも中央集権的にピラミッドみたいな構造ではなくて、いろいろな団体をソフトにカバーして、有効利用みたいなことができると、そういう設備など全体を総括すると言うと大げさなんですけれども、そういうようなことが必要なのではないかなと。個々にばらばらに予約していると、あそこだけが今までの経緯で用していて、おれたちはなかなか場所が確保できないとか。そういう状況が一步でも前進できれば、区民の皆さんにとってとても有益なのかなと思えます。

ただ、学校の中にある室内プールなどももっともっと利用していただいてもいいのかなと。私も利用したいと思うのですが、そういう意味では、利用する気になれば、利用できる施設もそこそこあるので、そういうのをうまく活用していただけるような流れをつくるということも大事なことかなと。この素案は、非常に有意義なことだと思います。

○小島委員 この推進計画の素案を聞いていますと、色々なところに配慮して、全体的によくできていると思うのですが、先程の説明で、全庁的に連絡を取り合っているということでしたが、もう少し具体的に言うと、全庁的にどんな連絡を取り合っている、区民の皆様の健康の増進のためにどんなことをやるのですか。

○生涯学習推進課長 「全庁的」と言うよりは「関連部署」ということだと思います。この計画を

策定するに当たっても、実は指導室長に学校での子どもの体力づくりというような場面でオブザーバーとして出ていただいております。それから、例えば介護予防の關係の部署、それから障害者福祉課の課長、もしくは健康推進課の課長さん、そういうような方々に出ていただいております。それから、この事業の中には、例えば参加はしていただいておりますが、学務課で学校の校庭の芝生化を進めることで、子どもたちが休み時間に伸び伸びと校庭で転がって遊んでいるような姿をご覧いただいていると思いますが、色々な施策が関連しております。関連している部署の皆様方に、1年に1回か2回かも知れませんが、まず情報を共有するような機会をつくって、実は高齢者支援課の方や障害者福祉課の方は、「障害者向けのニュースポーツや高齢者向けのニュースポーツって知らなかった」というようなご意見もありましたので、そういった情報提供。それから、今度、「体育指導委員」の名称が変わって「スポーツ推進委員」になりましたけれども、そういう方々が、例えば高齢者のスポーツの指導という形で連携できるのだというような、そういったことを庁内で工夫して、色々なところでスポーツを楽しんでいただけるような状況をつくっていきないうふうに思っております。

○小島委員 区民の健康にとって非常に大事なことなので、そういう意味では、単に教育委員会、生涯学習推進課だけではなくて、区長部局の色々なところと連携を保って、区民の皆さんの健康の増進に役立てていただければ非常にいいことだと。今後とも、そういう面で全庁的な取り組み、協力体制をとっていただきたいということをお願いしておきます。

○綱川委員 55ページの重点事業に「幼児生活習慣習得支援事業『(仮称)わくわくキッズGO→』』ということを取り上げていただいて、社会教育委員の会議の答申をうまく反映していただいていると思うのですが、ここには「生涯学習推進課」としか書いていないのですが、これこそ全庁的にやっていかないと、色々な部署に係わってくることがあるので、ぜひお声がけをして、これは指導室の方にも入ってくるかもしれないし、そういうことで頑張ってもらいたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○生涯学習推進課長 この事業は、詳しく説明すると話が長くなってしまいますが、在宅で子育てをされている方々に対する事業が含まれております。それから、3歳児で区立幼稚園に行きたいと希望したけれども行けなかったようなお子さんをお持ちの保護者の方々から、「子どもたちが集まって、集って仲間をつくれるような事業を」というようなご要望がありました。そのご要望の中には、ちょうどそれが家庭教育の、仲間とたくさん遊ぶことで、幼児期の生活習慣を確立するきっかけになるというふうな面もございましたので、私どもで支援事業として計上しているところでございます。子ども家庭部と連携をとった事業を実施できるよう、そういうところも十分配慮して行っていければいいなと思っております。

○綱川委員 保育園とか、そういうところに通わせている共稼ぎの方々には、行政の支援が結構厚い。ただ、子どもは自分で育てようとしてお母さんが就業してなくて、苦勞して子育てをしている人に対しては支援が少ないということは確かに多くの方が言っているところでございますので、その辺は、予算の部分もあるでしょうけれども、ぜひ連携していただかないと、保育園に入れない

で、3年保育の幼稚園にも入れない。実は働きたくても働けないというところで苦労している方を結構知っていますので、ぜひ頑張っていたきたい。よろしくお願いします。

○半田委員長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第81号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第81号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 5 議案第82号 港区立図書館基本計画(第2次)(素案)について

#### 6 議案第83号 港区子ども読書活動推進計画(第2次)(素案)について

○半田委員長 次に、議案第82号、「港区立図書館基本計画(第2次)(素案)について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、港区立図書館基本計画(第2次)(素案)につきましてご説明をさせていただきます。

資料は、議案資料ナンバー5、それから参考資料でございます。

本日は、参考資料の方の素案の概要のペーパーを中心に、あわせて本編をご覧いただきながらご説明させていただければと考えてございます。

まず、本計画でございますけれども、第2次ということでございまして、現行の計画が既にございます。こちらの計画が平成23年度、今年度末をもって終了することに伴いまして、24年度から6年間、29年度までの計画として策定をするものでございます。

策定に当たりましては、策定委員会を設けまして、学識経験者、公募区民の方、それから行政の職員で策定を進めているところでございます。

では、まず計画の方のご説明をさせていただきます。まず、「計画策定の背景と目的」でございます。本編の方は1ページでございます。計画策定の背景として、大きく3点を挙げてございます。1点目は、長寿化などによりまして、豊かな人生を送るために様々な機会をとらえ、学習していく必要性が高まっているということでございます。2点目でございますけれども、例えば税とか年金など身近な生活にまで影響を及ぼすような法制度の改正とか変更をされたり、あるいは、様々な技術革新等によって常に新しいものが出てきておりまして、そういったことにより、学ぶべき分野が広範囲化している、あるいは専門性が高まっているというような状況でございます。また3点目としまして、今日、情報化の進展によりまして情報の入手方法が多様化しておりまして、そういった非常に多くの情報をどう判断し、どう活用していくかというのが求められているということがございます。

こういった背景のもと、本計画の目的でございますけれども、図書館が区民等の生活になくてはならないものとして機能し、利用者に支持されるため、図書館のあり方、今後の方向性を整理し、計画的に図書館サービスを充実することとさせていただきます。

次に、「図書館の課題」でございます。本編の方はページが飛びまして21ページでございます。

こちらの方でございますけれども、まず1点目としまして、「区の人口特性を踏まえた資料整備の推進」というのがあります。文部科学省では、図書館の設置ですとか運営に関して望ましい設置基準というのを示してございます。その基準に港区の人口規模を反映させますと、例えば蔵書数ですとか、視聴覚の資料数、資料の貸し出し件数等、全ての項目において港区はその基準を満たしてございます。しかしながら、昼間人口は非常に多いという港区の特性がございまして、今後、改めて区として望ましい基準を検討していく必要がございまして、また、外国人が多いという港区の特性を考えますと、外国の書籍の拡大も課題となっております。

2点目は、図書館ネットワークの構築でございます。最近では、区民の図書館資料に対する要望が非常に高度化、多様化する傾向もございまして、より高度で専門的な情報を提供できる大学図書館ですとか専門図書館等との連携によります図書館サービスの構築が課題となっております。

3点目は、「居心地のよい図書館としてのサービスの充実」でございます。図書館利用者への情報提供も非常に多様化してございまして、新聞・雑誌を閲覧される方、あるいは、仕事や勉強、学習のための調べもの、あるいはDVD等の視聴覚資料を視聴するというような方など、単に資料の閲覧・貸し出しということだけでなく、一定時間図書館に滞在するというような方もおりまして、今後その傾向は増加していくというふうに考えられます。施設面での整備やサービスの向上が求められているということでございます。

4点目は、「利用者の快適性と安全・安心を追求した施設の整備」でございます。今後改築工事に入ります麻布図書館、あるいは改築に向けた調査を行っているみなと・三田図書館については、このたびの東日本大震災の教訓を踏まえまして、施設の快適性を確保することはもちろん、安全・安心の確保と両立させるということが施設整備につながるということでございます。

5点目は、「効率的で無駄のない図書館運営の推進」でございます。厳しさを増す財政状況下におきまして、限られた資源を最大限活用をしながら図書サービスを向上させることが求められております。

こういった課題を踏まえまして、次に、「計画の基本的な考え方」でございます。本編の方は24ページでございます。図書館サービスに関しまして、図書館の「サービス」と「運営」の二つに視点を置いて方向性を定めまして、これらの方向に基づいて、前期の計画から継承、充実する施策、あるいは図書館を取り巻く環境変化に対応した新たな施策を提示しております。

まず、「図書館サービスの充実」についてでございます。先程申し上げましたように、従来の資料の閲覧・貸し出し等のサービスに加えまして、区民が日常生活を送る上での様々な課題を解決するために、図書館が持つ資料の情報を通じてお手伝いをしていこうということでございます。また、将来の港区を担う子どもたちに向けた読書支援を進めていきます。さらに、質・量のバランスのとれた資料の充実を図るとともに、安全で居心地のよい読書環境を整えていきます。

次に、「図書館の運営」に関してでございますけれども、効率的で質の高い図書館運営を図るとともに、関係機関等との連携を広げサービスの充実や、効果的な資料展開を図ってまいります。

「港区図書館の将来像」でございます。本編の27ページになってございます。先程の基本的な

考え方を踏まえまして、こちらも図書館サービスの充実、あるいは図書館の運営について二つの視点での将来像をあらわしてございます。

まず、「図書館サービスの充実について」ですが、利用者と情報をつなぐサービスの充実としまして、図書館に蓄積された情報や知識を活用して区民の問題解決に向けたサービスを提供しています。また、子どもたちと本や情報をつなぎ、読書活動の支援を強化していくとございまして。

次に、「資料の充実」でございます。将来を見据え、資料の質と量のバランスを図りながら収集を進めてまいります。また、外国語図書や専門書の収集についても引き続き進めてまいります。また、今後重要性が高まることが予想されます電子書籍等につきましても、導入に向けた検討を進めてまいります。

次に、「施設とシステムの整備」についてです。安全・安心の確保された居心地のよい図書館を目指します。また、情報技術を活用しましてさまざまな情報へのアクセスを容易にするなど、情報化時代に即した質の高い図書館サービスを提供します。

「図書館の運営について」ですが、まず、「運営のあり方」についてです。数値化が可能な指標に対し、数値目標を導入するなど、効果的な図書館運営を行います。また、これまで図書館に関心が薄かった区民の方に図書館の魅力を伝えるような広報活動を強化してまいります。

最後に、「関係機関等との連携」についてです。図書館の機能を拡大し、サービスをより向上させるため、学校等や他の図書館はもとより、民間団体やボランティアなどさまざまな機関と連携を強めてまいります。

こういった将来像を踏まえまして、その実現のために施策の展開ということでございますけれども、概要版の右半分がこの計画の体系図になってございます。本編の方では29ページになっております。概要版の体系図には色分けしたそれぞれの項目、体系の枝が入っておりますけれども、この緑の枝の下に、実際には個々の施策、個別の施策がぶらさがっているというような形でございます。本編の方につきましては、そのあたりの個別の施策についても体系図の中に記載してございます。先ほど申し上げましたように、「基本的な考え方」や「港区立図書館の将来像」、いずれも、「図書館サービス充実について」と「図書館の運営について」という2本の柱で項目立てをしてございます。それに沿って体系図の方も大きくはその2本の柱に沿った形になって、その下にそれぞれ項目の枝があるというふうな形になってございます。

「利用者と情報をつなぐサービスの充実」につきましては、「問題解決サービスの実施」、それから「子どもの読書活動支援」というような枝がございます。この中で、事業について幾つかご説明させていただければと考えております。順次、この枝の下の事業についてご説明させていただきます。

まず、1-1「利用者と情報をつなぐサービスの充実」についてでございますけれども、34ページをご覧ください。下の方でございますけれども、「子どもの読書活動支援」というところで、左下の「施策」の中に「在宅子育て世帯等への支援」というところがございます。先程、スポーツの計画のときにもお話がございましたけれども、在宅で子育てをされている世帯の保護者の方への読



書活動の支援というところで、今まで、図書館、あるいは様々な施設、例えば幼稚園とか保育園等におきましても、その施設に通われているお子さんについてはそういった読書活動への支援がそれぞれの施設で行われておりましたけれども、在宅の子育て世帯につきましてなかなか手が届かないというような状況がございました。そういった在宅家庭のお子様がいらっしゃるような関係施設の方に図書館の方から出向いて行ってサービスを行う活動をする施策を届けていきたいということでございます。

その次ですけれども、37ページでございます。「電子媒体を活用した資料の導入について調査・検討」でございます。今、技術の進歩によりまして、視聴覚資料、あるいは電子書籍等について新たなそういった資料の活用が検討されているところでございます。港区におきましても、こういったことも踏まえた検討を進めてまいりたいということでございます。

その次に、38ページでございます。「安全で居心地のよい、本に親しめる施設づくり」という中で、先程申し上げましたように、図書館で、色々な活用の仕方の中で、長時間滞在していらっしゃる方が増えているのも事実でございます。そういったことを踏まえまして、魅力的な居心地のよい図書館づくりということが求められているということとあわせまして、災害時における利用者の安全・安心の確保というものが非常に大きな課題になっておりまして、そういったことを踏まえた備蓄等を初め、災害時の職員の体制ですとかそういったことを整備しまして、来館者の安全・安心の確保を万全のものとしていきたいと考えてございます。

ちょっと飛びまして43ページでございます。上の方の「達成目標の明確化のための施策」というところで「数値目標の導入」というのがございます。これまでの図書館基本計画では、それぞれの施策に対して数値目標等の記載がございませんでした。今回の状況でも、今の時点で数値目標を細かく入れているものはございません。今の項目の上のところに幾つかの指標——これは26年度当初の数値目標ということで代表的な指標は入れています。これは港区の基本計画でこういったものをお示ししているということでございまして、こういったものを数値目標化できるものについては改めて数値目標を設定して、そういったものを皆さんにお知らせしながら施策の推進をしてまいりたいということでございます。

それから、46ページでございます。「幼稚園・保育園との連携」のところで、先ほども若干説明しましたけれども、訪問図書館サービスの充実ということで、今後、そういった保育園ですとか幼稚園など訪問図書館サービスの展開をしていくということで、積極的に図書館側が出向いて読書支援に向けたサービスをしていくというようなことを予定してございます。施策の概要については、雑駁でございますけれども、幾つかご紹介させていただきました。

説明の方は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○半田委員長 続きまして、議案第83号、「港区子ども読書活動推進計画（第2次）（素案）について」もご説明をお願いできますか。質問は後でまとめてお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、港区子ども読書活動推進計画（第2次）（素案）についてご説明さ

させていただきます。

資料は、議案資料ナンバー6、あわせまして参考資料でございます。こちらの方も、先程の図書館基本計画と同様でございますけれども、第1期の計画が23年度終了しまして、24年度からの6年間の計画ということで策定を進めてございます。策定の体制につきましても、学識経験者、あるいは公募区民の方、行政の職員という形での検討を進めてございます。

それでは、参考資料と本編の方をあわせてご説明させていただきたいと思っております。

まず、概要の方を見ていただきますと、1番目、「計画策定の目的・意義」でございます。目的につきましては、子どもがみずからにとって欠かすことができない本との出会い、子どもが本来持つ楽しんで本を読む力を引き出し、未来をつくる子どもたちへ読書の楽しさを伝えるというものでございます。

背景としまして何点か挙げてございます。この中で、第1期の計画の際には、子ども、あるいは若者の読書離れが言われていたのですけれども、第1期計画以降、こういったところにつきましては、平均の読書数が増加したりとかいうようなところで、第1期策定時点に比べまして様々な取り組みの効果があるかと思っておりますけれども、子どもの読書については少しずつ改善が図られている状況だという背景がございます。この状況につきまして、継続して読書活動を推進していきながら、さらにそういった読書の活動が進んでいくような取り組みが求められているところでございます。

子どもの読書の意義ですけれども、これは子どもにとっての意義——ここに幾つか書いてございますけれども、子どもの発達・成長にとって読書は欠かせないものだということで、こういった意義があるということに記載してございます。それから、子どもが読書をすることによって、社会全体にとって知識、知恵の継承につながるという大きな意義がございます。

第4番目、子ども読書活動の第1次の成果でございます。こちらについては、先程申し上げたようなことで様々な取り組みによって数字的にも子ども読書活動が進んでいるというような状況を示してございます。

その下ですけれども、子どもの読書活動の課題でございます。これは年代別に課題を挙げてございます。乳幼児につきましては、保護者など家族への読書活動の啓発の推進がさらに求められているということです。小学生・中学生につきましては、子どもたちの通う学校と区立図書館の連携をさらに充実していくことが求められていることでもあります。3番目、ヤングアダルト世代ということで、主に中学生・高校生の世代でございますけれども、こちらにつきましては、実際にこの世代がどうしても図書館から離れていってしまう傾向がございますので、そういった方たちに読書活動推進の核となる人材を発掘していきたいということでございます。4番目は、年代別ということではなくて、区立図書館としての課題でございますけれども、こういった子どもたちの読書を推進する上で子どもたちを受け入れるような施設の整備ですとか、図書館サービスの充実が図られているということでございます。また、5番目ですけれども、地域の中での連携ということで、施設のつながり、あるいは人とのつながりということで、様々な施設、あるいは地域の方々との連携体制によって読書活動の推進が求められているというような課題でございます。

続きまして、「基本の方針」でございます。基本方針につきましては、区立図書館が主体となる機能と、学校等——これは、小・中学校、あるいは幼稚園、保育園等といった施設が主体となる機能、二つに大きく分けまして、施策を整理・体系化してございます。

一番目に、「区立図書館における取組」でございますけれども、大きく3点、「読書をつたえ、とどける」「読書でむすぶ」「読書をささえる」としまして、まずは、「つたえ、とどける」ということで、図書館サービスの充実と、これまで読書活動が十分行き届かなかった利用者への働きかけをさらに強化していこうというふうに思っています。それから、子どもと保護者への啓発の強化ということでございます。「読書でむすぶ」というところでございますけれども、区立図書館と学校、幼稚園、保育園、あるいは民間企業、区立高校、ボランティア等々、多様な関係機関との連携体制で読書活動を推進していこうというものでございます。次に「読書をささえる」としまして、読書活動を支える施設や資料の充実を図っていく。それから、子どもの読書活動推進に関する人材の育成を図っていきます。大きくこの三つを「区立図書館の取組」の基本方針としております。

2番目に、「学校等における取組」でございます。「まなびの中の読書」としまして、調べ学習、学校図書館の充実など、学校における読書推進施策を図ります。それから、保育園・幼稚園における取り組みとしまして、読み聞かせや家庭での読書の啓発を推進強化していくということでございます。

そういった方針を踏まえた計画の体系図が右側の体系でございます。

こちらの体系につきましては、本編の29ページでございます。こちらの方につきましても、この施策の下にそれぞれの施策がございます。幾つかご紹介させていただきたいと思えます。

まず、34ページの上の方でございます。「在宅子育て世帯等への支援」ということで、在宅で子育てをしている世帯への図書館サービスの検討です。先程申し上げましたように、在宅で子育てをしている世帯へ読書活動を支援していくための訪問サービス等に関連する施設等の図書館と連携を図りながら進めていくということでございます。

次に、37ページでございます。「小学校・中学校との連携」というところで、これまでも小・中学校の図書館と連携をし始めて関係者による情報共有や研修などを進めているところでございますけれども、こういった各種の施策を進めて、さらに連携を強化し、児童・生徒の読書活動の充実を図っていききたいということでございます。

それから、40ページでございます。こちらは、「安全、安心で、居心地のよい読書空間の整備」ということで、やはり計画の検討部会の中でも、お子さんをお持ちの区民委員の生の声をお聞きしますと、子どもが一人でも安心して行けるような図書館を整備するということが読書活動の推進に寄与するというようなお話もございまして、そういったことも踏まえまして環境整備を進めていくということと、特に図書館に関してですけれども、ヤングアダルト層のための読書空間というのが今なかなかできないという状況でございまして、そういったところも今後の施設整備に向けてはスペースの確保に努めていくということでございます。

それから、42ページでございます。「関係者の育成支援」ということで、教諭ですとか、学校図

書館関係者の研修支援の充実ということで、今、学校の担当の先生方ですとか、リーディングアドバイザーリースタッフ等々と連絡会を設けまして研修をやってございますけれども、これもまだ始まったばかりでございます。こういったものをさらに実施・充実していくようなことを図ってまいります。

次に、44ページでございます。こちらの方は、学校等での取り組みということで、学校、あるいは幼稚園、保育園といった施設におきまして、例えば調べ学習の充実ですとか、特色ある読書活動の充実、読み聞かせや家庭の読書活動への啓発の充実ということで、さまざまな取り組みによって、学校等におきましても、この計画に基づきまして読書活動をさらに推進していくというようなことでございます。

雑駁な説明でございますけれども、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長 議案第82号と83号の説明に対して、ご質問はいかがでしょうか。

○綱川委員 図書館基本計画ですけれども、確かに、図書館というのは居心地がいいと良いとは思いますが、それは付加価値であって、図書館の本来の目的ではないと私は思っているのです。これはこの計画の哲学的なところだと思うのですけれども、色々なところに「居心地よく」と書いてあるのです。それと、表紙のサブタイトルに「居心地よく」と書いてあるのですけれども、これが果たして基本計画のメインに思われていいのかというような感じがしているのです。その辺はいかがでしょうか。

○図書・文化財課長 図書館の本分は、やはり資料の充実にあるというふうに考えています。当然ながら、そこはこれまでもやってきましたし、最優先に取り組むべきというふうに考えております。ただ、一方では、今回の策定委員会のときもその話が出たのですけれども、そういった「居心地がいい」というところでいろいろな意味があるかと思うのです。利用される方たちが使いやすいというような意味もあるのかなというふうに思っております。それは単に座り心地の良い椅子があるとか、そういった話ではなくて、資料の充実も含めて、そういったことによって施設に滞在をすることにつながってくるという部分もあるかと思えます。決して、表面上の単に居心地がいいという言葉だけではないと考えているのですけれども。

○綱川委員 それは当然分かりきっていることで今質問したのですけれども。

この表紙のところに「居心地よく」と書いてあると、それがひとり歩きするのですね。中にも結構いろいろなところに「居心地よく」と書いてあるのです。そうすると、私みたいに普通の人が見たとき、例えば「よりよい環境の」とか、そういうふうな言葉で書くのだったらまだ分かるのですけれども、「居心地よく」という言葉は不適切ではないかなと僕は思います。以上です。

○小島委員 綱川委員の意見は、ストレートに言うと、確かにそのとおりだと思うのですね。ただ、図書館も資料が充実したり、色々な工夫をしても、区民の皆さんが来てくれなければしょうがないわけですね。区民の皆さんに気持ちよく来ていただくための「居心地いい」という意味だろうと私は解釈したのですが、確かなかなか難しいですね。

○**教育長** この論議は、やっても、主観的な問題になるから。私は「居心地いい」というのはとても良いことだと思っているのです。居心地が良いほうがいいのです。ただ、その「居心地」ということを人によってどう捉えるかという所で、また違った別の観点が出てくるという話で、居心地がいいほうが良いと思います。

○**綱川委員** 言葉の問題だけですね。

○**小島委員** だから、充実したものを備えても、来てくれないとしようがない。そういう意味では、「居心地のいい」というのは来ていただきやすい図書館ということですね。我々の学生の頃を考えると、図書館というのは図書等が充実していればよく、居心地いいという要素はあまり考えませんでしたね。

○**教育長** 表紙で、一番初めに「居心地よく」と書かれているではないですか。「豊かな知識と感性をはぐくむ居心地よい図書館を目指して」ということの表現ならまたちょっと違うのだろうと。その辺も含めてちょっと検討していただけたらと思います。

また、子ども読書の方の26ページに「計画の基本的方針」ということが書いてあって、3-1「計画の考え方」の下から2行目、「前回計画から引き続き実施していく施策と、時代の変化にともない新たに設定した施策を整理・体系化しました」と書いてあるのです。どこが変わったのか、どこが変わっていないのか、全然分からないのだけれども、この体系化したのはどこにありますか。例えば29ページが体系図なので、ここが強化されていますよとか、ここが重点的になりましたとか、これが追加されましたよというのが分からないと、「整理・体系化しました」と書いてあるのだけれども、どこがどう体系化されたのか分からない。

○**図書・文化財課長** 申し訳ございません。そういったところが分かりにくいというご意見をいただきました。今回、この計画につきましては、素案という形でご提出させていただきますけれども、計画としてまとめる過程で重点的な施策ですとか、新たに取り組む施策などを整理してお示しするような形にしたいと思います。

○**教育長** 図書館基本計画の方も両方お願いします。

○**半田委員長** では、文章の表現等につきましては、皆さんが見てより分かりやすいものとなるよう、図書・文化財課長、ご検討をよろしく願いいたします。

それでは、採決に入ります。

議案第82号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**半田委員長** それでは、議案第82号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第83号、こちらについても原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○**半田委員長** それでは、議案第83号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 7 議案第84号 港区教育委員会教育目標及び基本方針の改定について

○半田委員長 次に、議案第84号、「港区教育委員会教育目標及び基本方針の改定について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議案となりました第84号、港区教育委員会教育目標及び基本方針の改定についてご説明いたします。

議案資料ナンバー7をご覧ください。1枚めくっていただいて、改定の趣旨でございます。現在の港区教育委員会教育目標は平成17年1月、また、基本方針は平成19年1月に制定してございます。現行の教育目標及び基本方針の制定以降、資料にありますとおり、大きな変化がございました。そうした変化に適切に対応し、今後の港区の教育が目指すべき方向を的確に示す指針とするため、教育目標及び基本方針を改定したいと考えるものでございます。

まず、「教育委員会教育目標(案)」をお示しし、1ページの下段から、「港区教育委員会の基本方針(案)」をお示してございます。資料を3枚めくっていただいて、「教育目標、基本方針新旧対照表」でございます。これに基づいてご説明させていただきます。

まず、教育目標でございますが、現行の教育目標、改定案、それから説明欄となっております。現行の青色の文字で示してあるところが改定の対象となった箇所、改定案の赤で下線を引いてあるところが新しい案でございます。まず、最初の部分は文言整理でございます。「家庭・学校・地域社会の」という順序であったのを「学校・家庭及び地域社会等の相互の」という言葉に変えてございます。

続きまして、その下でございますが、新たに「創造性を育む」という言葉を追加してございます。「また」以降につきましては、文言整理とともに、先ほどご審議いただきましたスポーツ推進計画の策定、あるいはそのもととなったスポーツ推進法といったものの改定の動きを受けて、新たに「スポーツに親しむ」という項目を追加いたしました。その下は「我が国と」という言葉を追加してございます。

次に、教育目標の標語でございますが、まず、学校教育分野の標語は従前と同じでございます。

次のページで、生涯学習分野に係る標語につきましては、まず大きな特徴としては、スポーツを独立させた項目として位置づけたということでございます。それに伴いまして文言の整理をしてございます。

基本方針の方でございますが、基本方針1の大枠、「人権教育の推進」は、現行と同様でございます。その下にある小項目について若干の修正を加えてございます。「いじめ問題」という言葉を入れていること、それから、次の項目では「国籍」という言葉を追加しております。

基本方針2でございますが、ここは基本方針そのものに若干の修正を加えてございます。これは、説明欄にあるとおり、新学習指導要領等を踏まえた修正でございます。

さらに、次のページ、4ページでございますが、小項目について文言整理をしている部分が多くなります。

5ページの、一番下の欄でございますが、改正案の(10)番目に、「幼児教育の重視」、それか

ら「小中一貫教育」「幼小の連携」を踏まえた新たな項目を起こしてございます。説明欄にあるとおり、教育基本法で幼稚園が新設されたことや、幼小の連携、あるいは、今港区で進めております小中一貫教育などを踏まえて項目を新たに追加したものでございます。

次のページをご覧ください。(11)番目ですが、これも説明欄にあるとおり、学校支援地域本部等、地域が学校を支援する仕組みの検討が今進められてございます。それらを踏まえて項目として新たに追加したものでございます。

基本方針3の大きな柱は変わってございません。それ以降、小項目につきましては、文言の整理でございます。

(6)番目でございます。食育に関する項目を新たに独立させました。

それから、8ページになりますが、新たに防災教育の充実等を加えてございます。これは既にご存じのとおり、東日本大震災を踏まえて、防災教育の充実を初め、安全・安心に関する教育をより拡充する必要があるということで新たに追加したものでございます。

それから、基本方針4では、9ページになりますけれども、全文を改正した項目、かなり手を入れた項目がありますが、基本的には表現等をより適切なものに修正してございます。

それから、10ページの基本方針5では、文言整理に続きまして、11ページの改定案の(5)番目です。これもスポーツを独立させたことに伴いまして新たな項目として追加してございます。

以降、文言整理という形で整理をしてございます。以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○教育長 全体的にこれでいいと思うのですが、改定の基本方針のところに書いてあるように、教育基本法とか学校教育法の改正というのが非常に大きかったですね。学校教育法の改正に伴って学習指導要領も改定されているわけですね。それに大震災関係、あるいは区の独自施策。また、スポーツの方は、スポーツ基本法の制定というのがあるので、説明する際に、その辺の言葉を少しここに入れておいたほうがいいかなと思います。また、新旧対照表のところに、今言った言葉が入っているのと入っていないのがあります。例えば幼稚園のところは、学校教育法の改正に伴って幼稚園というのが独立したということで、教育基本法ですか、「幼児教育の重視」ということで入っているのですが、その他は、ここの基本方針の改定のところ、「学習指導要領の改定で」とか、「教育基本法の改定で」とか、「学校教育法の改定で」という言葉がなくて、みんな「文言整理」になってしまっているのですね。この「文言整理」というのは、何で文言整理したのかというのが大切なので、そこは、学習指導要領、あるいは学校教育法、教育基本法、そういったことをちょっと加味しておいたほうがより一層その趣旨が徹底すると思いますので、よろしくお願いします。

○澤委員 スポーツを前面に出したということが大きな特徴ですね。

○半田委員長 他にございますでしょうか。この議題につきましては、港区教育委員会の根幹をなすものであり、十分な議論が必要かと存じます。したがって、次回の教育委員会の会議においても引き続き議論を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第84号につきましては、継続審議といたします。

## 8 議案第85号 港区幼稚園教育職員の病気休職の発令について（秘密会）

○半田委員長 次に、議案第85号、「港区幼稚園教育職員の病気休職の発令について」を議題といたします。

この議題につきましては、人事案件であり、個人情報が含まれておりますので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

## 第2 教育長報告事項

### 1 平成24年度港区幼稚園園児募集結果について

○半田委員長 日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成24年度港区立幼稚園園児募集結果について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、平成24年度港区立幼稚園園児募集結果についてご報告いたします。

資料ナンバー1をご覧ください。

11月8日の教育委員会でご報告しましたとおり、区立幼稚園の園児募集につきましては、11月22日から、祝日を挟んで25日まで願書を受け付けたところです。結果につきましては、資料のとおりでございます。

3歳児の募集につきましては、今回、前年度に比べまして定員を45名増やしたところですが、全7園において抽選となっております。平均倍率は1.9倍でございます。抽選は、12月6日、区役所で公開で行い、入園者を決定してございます。

4歳児につきましては、芝浦、港南、中之町、青南で定員を若干超えて応募がございましたが、各園の弾力的な措置として、抽選することなく全員を受け入れることといたしました。今後、来年4月の入園までに各幼稚園と調整の上、受け入れ態勢を整えてまいります。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 いずれにしても、12園中7園で3年保育が実現できて、なおかつ、これだけの希望が出たということは、区民がいかにか3年保育に期待しているかといいますか、要望があるかということなので、さらに充実して欲しいと思います。

○小島委員 先程の教育振興プランにおいても、港区の幼児・児童の人口形態を十分慎重に考慮して、それを施策を反映すべきだと言っているわけですから、澤委員がおっしゃるように、3歳児の入園希望がこれだけあって抽選するということは、抽選に外れた人に対して、教育委員会はどのようなことを考えているのですか。

○学務課長 各幼稚園では、これまでも未就園児の会ということで、3歳児に限ってはいないので



すが、それぞれ、毎週であったり、色々な形で事業を行っております。それにつきましては、来年度、今回は3歳児に外れた方の対策の充実を含めまして、未就園児の会をさらに各園で取り組んでいただくように準備をしていきたいと考えております。

○**庶務課長** それから、先程教育振興プランで若干ご説明いたしましたが、今後、教育委員会としましては、家庭で育てられている3歳児に対する施策を展開していきたいと考えております。

○**小島委員** 検討というか、対策をよろしくお願ひしたいと思います。

○**半田委員長** それでは、この案件はよろしいでしょうか。

## 2 生涯学習推進課の11月事業実績と12月行事予定について

○**半田委員長** 次に、「生涯学習推進課の11月事業実績と12月行事予定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○**生涯学習推進課長** まず、11月の事業実績表をご覧ください。

9日、小学校PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会。11日、フェスティバルーン。これは、生涯学習センターの1年に1回のお祭りです。次の12日土曜日は、高松中学校でスポーカルを周知するためのイベントを実施しております。200人ぐらいの方がお見えになりました。青少年対策地区委員会、それから高松中学校のPTAと連携しまして、炊き出し訓練を一緒にやるような事業で、AEDの訓練なども現場でできるような、そんな事業展開でやらせていただきました。その下、15日、PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会。それから、19日は、教育政策の方の事業ですけれども、家庭教育の関係で私どもも少し協力をさせていただきましたので、そこに載せさせていただいております。また23日のお休みの日には、総合型スポーツクラブの視察ということで、練馬区と志木市の視察に行っていました。高松地域の青少年委員と区議会議員1名の方を加え、スポーツ推進委員と私どもスポーツ振興係と14名ですけれども、視察に行っていました。いろいろ勉強になりました。25日は、幼稚園PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会ということで、19の方が参加されています。幼稚園PTA連合会の方は、懇談会が大変楽しかった、教育委員会のことがよく分かったということで、早速、出前講座のお申込みをいただきまして、今度、出前講座をやることになっております。11月実績表については以上です。

12月につきましては、明日14日にスポーツ推進計画策定委員会。素案についてご説明をさせていただきます。それから、19日、社会教育委員の会議で視察に行きます。事業実績と予定については以上です。

○**半田委員長** ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

## 3 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○**半田委員長** 次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 下から2枚目の「学校屋内プール利用集計表」をご覧ください。先程も澤委員からご指摘がありました「学校屋内プールの利用がもっと進めば」ということで、私どもも周知などを進めているところです。港南小学校と高陵中学校が去年のほぼ同時ぐらいに開始をした学校ですが、先行している学校よりは少ないですが、このところ利用が伸びております。今後、利用がもっと伸びるように周知などを進めていきたいと思っております。以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

#### 4 図書館・郷土資料館の11月行事実績と12月行事予定について

○半田委員長 次に、「図書館・郷土資料館の11月行事実績と12月行事予定について」。図書・文化財課長、ご説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館・郷土資料館の11月行事実績及び12月行事予定についてご説明させていただきます。

まず、資料4の1枚目、映画会でございます。映画会の参加者は多いときで5～60名ということですが、27日の映画会につきましては115名ということで、かなり多く参加をいただきました。今後こういったケースも想定して、入場時のご案内方法等に工夫が必要と考えているところでございます。

それから、12月の予定でございますけれども、12月はクリスマスということで、各図書館でクリスマス映画会、あるいはクリスマス子ども会——子ども会につきましては、各館で人形劇団を呼びましてそういったショーをする予定でございます。

それから、6ページの「その他」のところでございます。18日、来週の日曜日ですが、みなと図書館の方の新たな試みで、ライブラリーコンサートということで、映画とバイオリンの生演奏を合体させたような催しを初めて企画しました。こちらの方は80名の予定数ということで、既に定員いっぱいの申し込みをいただいて、キャンセル待ちもいっぱいになっているというような状況で、非常に好評をいただいているところでございます。

郷土資料館の方ですが、10月から行っておりました特別展が12月4日で無事終了いたしまして、多くの方にご来館いただきました。説明の方は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

#### 5 図書館の11月分利用実績について

○半田委員長 次に、「図書館の11月分利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 11月の利用実績につきましては、こちらの資料のとおりでございます、引き続き、堅調な利用状況でございます。以上です。

## 6 12月指導室事業予定について

○半田委員長 それでは、次に「12月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 大きな行事だけ取り上げます。

9日金曜日、サントリーホールでの小学校の音楽鑑賞教室は、半田委員長と綱川委員にご出席いただきましてありがとうございます。本当に立派なホールで、5,000本を超えるパイプによって構成されたパイプオルガンの生演奏というのはなかなか聞けるものではありません。子どもたちは本当にいい体験ができたと思います。また、鑑賞態度もよかったので、非常に有意義な会になったと感じております。

それから、12日の子どもサミットです。昨日は本当にありがとうございました。分科会によっては、子どもたちが発表した後、なかなか意見交流ができなくなった場面があったと思いますので、あそこはまた工夫して改善してまいりたいと思います。以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 6日の人権教育推進研修会というのは、どのような内容でしたか。

○指導室長 この日は、赤坂小学校が東京都の人権尊重教育推進校として、その取り組みの実践の報告と、各学校で行われている人権尊重教育の取り組みについて発表した会です。本来、私が講師で行く予定をしていたのですが、区民文教常任委員会と重なりまして行かれませんでした、代わりに指導主事が行きました。各学校の取り組みを共有化して、人権尊重教育は当然全校で推進していくものですので、それを確認したものでございます。

○小島委員 「協議・発表」とありますが、どのようなことを発表したのですか。

○指導室長 赤坂小学校の実践発表です。

○小島委員 はい、分かりました。あと、1日の「学校評価を生かした教育課程の編成」というのはどのようなことをされたのですか。

○指導室長 今、各学校で評価委員の方から学校の教育活動について評価をいただいております。それを教育課程の編成にどう生かしていくか。つまり、今年度評価いただいたものを来年度にどう生かしていくかということを確認したという会になります。

○小島委員 例えば、その学校評価の評価委員からこういう評価がありました。それが今度、教育課程にこう反映されましたということでしょうか。

○指導室長 済みません。私、内容まで把握しておりません。調べておきます。

○小島委員 来年に反映すると。

○指導室長 はい。

○綱川委員 図書館と郷土資料館の予定表もそうですが、12月の予定表と書いてあっても、半分以上終わってしまっているという状態です。前にもどなたかおっしゃったと思うのですが、その月の臨時会のときに予定表があると、もし興味があったら顔を出したりできるので、そんなふうにし

ていただけたらありがたいと思います。以上です。

○庶務課長 今のご指摘ですけれども、今後、変更する方向で検討させていただきます。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(はい)

「閉 会」

○半田委員長 それでは、本日予定している案件は全て終了いたしました。庶務課長、その他何かございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長 分かりました。

平成23年度も残り少ない時期を迎えまして、今後特別な事情がない限り、本定例会が最後の教育委員会となりますので、私から一言申し上げたいと思います。

今年1年を振り返りますと、3月11日に発生しました東日本大震災では、私たちがこれまで経験したことがないような大きな被害をもたらしました。港区におきましても、交通機関の停止ですとか、通信が途絶えるなどの大きな混乱が生まれました。このような状況の中、お台場学園港陽中学校の防災ジュニアチームが避難所の開設や、避難者を受け入れました後に、食事の準備や毛布の配布などを手伝い、大活躍をいたしました。このことは、日頃からの防災教育が実を結んだものと私は感じております。

来年は、本日継続審議となりました港区教育委員会の根幹をなす教育目標及び基本方針の改定が予定されております。私も、来年も引き続き、皆様と力をあわせて、「教育の港区」の実現に全力で取り組んでいきたいと思っております。皆様におかれましても、年末にかけて何かとお忙しいかと思っておりますけれども、どうかくれぐれも健康には十分にご留意されて、希望に満ちた輝かしい1年をお迎えくださいませ。心からご祈念申し上げます。

今回は、来年1月10日火曜日、午前10時からの予定です。1年、どうもありがとうございました。本日はお疲れさまでございました。

(午後5時39分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 高 橋 良 祐